# ４．役員等への講師及び原稿執筆謝金の支払に関する規則

(組合主催の講師謝金)

第1条　組合の理事、監事が、本組合の主催する講演会、セミナー又はこれに類する会合(以下、「後援会等」という。)の講師を務めた時は、理事長は1回につき3万円を限度として講師謝金を支払うことができる。

(共催の講師謝金)

第2条　役員等が、本組合型と共催する後援会等の講師を務め、共催先から講師派遣料を収受した時は、理事長は下記各号による謝金を支払うこととする。

 （１）　理事 収受した講師派遣料の７０％

 （２）　理事以外の役員等 収受した講師派遣料の80%

(その他の講演会の講師謝金)

第3条　役員等が他の依頼による後援会等の講師を務め、依頼元から講師派遣料を収受した時は、理事長は下記各号による謝金を支払うこととする。

 （１）理事 収受した講師派遣料の70%

 （２）理事以外の役員等 収受した講師派遣料の80%

(原稿執筆者金)

第4条　役員等が、本組合の発行する月刊し又は書籍に執筆した時は、理事長は第三者が執筆した際に支払われる執筆者金に相当する金額を限度として執筆者金を支払うことができる。

(改正)

第5条　この規則の改正は、理事会の議決により行うものとする。

　　　２　この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規則は、令和　年　月　日から施行する。